○農林水産省告示第千六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡根羽村・天龍村（以上二村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

根羽村・天龍村（以上二村について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県上田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡天龍村神原四五九五の二、上水内郡小川村大字瀬戸川字小屋一八九九三、一九〇一三、一九〇一三三の一、一九〇四三の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡松川町生田六四六一、六四七〇の一、六四七〇の八、六四七〇の一〇、六四七〇の一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡松川町生田七八二三の一（次の図に示す部分に限る。）、七八二七の三八

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百八十七号

電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）第二条第一項及び同条第二項において準用する第一条第一項の規定に基づき、使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年九月五日

経済産業大臣　鉢呂　吉雄

使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等の一部を改正する告示

使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成二十三年経済産業省告示第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「同年九月二十二日まで」を「同年九月九日まで」に改める。

第二条第二号の次に次の二号を加える。

三　東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、新潟県、福島県、栃木県、茨城県及び千葉県における電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十一条第一項ただし書きによる認可を受けた市区町村（災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた市区町村に隣接した市区町村を除く。）。第五条第一項第三号及び第四号において「被災地」という。）に所在する需要設備（ただし、平成二十三年九月五日から同年九月九日までの期間に限り、規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備とみなされるものとする。）

四　平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害の被災地（新潟県における電気事業法第二十一条第一項ただし書きによる認可を受けた市区町村（災害救助法の適用を受けた市区町村に隣接した市区町村を除く。）に所在する需要設備（ただし、平成二十三年九月五日から同年九月九日までの期間に限り、規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備とみなされるものとする。）

第五条第一項本文中「次に掲げる需要設備」を「次に掲げる需要設備（第二条各号に掲げる需要設備を除く。）」に改め、同条同項第三号ア中「東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、新潟県、福島県、栃木県、茨城県及び千葉県における電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十一条第一項ただし書きによる認可を受けた市区町村（災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた市区町村に隣接した市区町村を除く。）。以下同じ。）」を「被災地」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年九月五日から適用する。